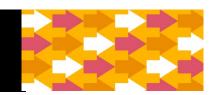


欧州地域税務ニュース

2022年10月号



目次

1.	今月のハイライト				p.1
3.	各国税務ニュース(2022 年 10 月 31 日時点)				p.1-4
	英国	ドイツ	オランダ	フランス	
4.	セミナー情報				p.4
	ドイツ				
5.	各国問い合わせ先	-			p.4-5

今号のハイライト

- 1. 欧州全体の動きとして、いくつかの EU 指令案が公表されましたが、特に以下の項目については、日系企業にも影響が出ると予測されます。詳細は PwC オランダが発行する「EU Gateway newsletter」をご参照ください。
 - Pillar2 指令案の導入検討:引き続き ECOFIN での Pillar2 指令案の導入検討がなされていますが、 2022 年 9 月末現在、全会一致の合意はなされていません。一方、一部の国の財務省は ECOFIN での 全会一致の合意がない場合であっても Pillar1 および Pillar2 の導入を進める意向を公表しています(外 部リンク)。
 - 負債と資本のバイアス削減に係る控除(DEBRA)と超過借入費用の損金算入制限に関する EU 指令案
- 2. 英国、ドイツ、オランダの各国で、2023 年に向けた税制改正案が公表されています。英国では、予定されていた法人税率の引き上げの見直しを含む減税政策が多く盛り込まれていましたが、報道されている通り、そのうちの複数がその後撤回される結果となりました。ドイツでは、ドイツ国内登録簿に登録された特許権などのライセンス料に係る課税の課税範囲の見直しに焦点を絞って紹介していますが、このまま改正が進めば、納税者の負担は大幅に軽減される見込みです。オランダでは、昨今のインフレに対応するために、主に個人所得税の観点から所得状況に応じたメリハリのある税制改正が行われる見込みです。
- 3. 英国では、2022 年 4 月よりプラスチック包装税が施行されています。対象となるプラスチックの特定や企業のサプライチェーンの確認など、コンプライアンス遵守のためには事業部へのガイダンス・情報収集が必須となり、部門を超えたコンプライアンス体制を構築する必要があります。
- 4. フランスでは、引き続き請求書にまつわるコンプライアンスを取り上げています。<u>前号</u>と合わせて、貴社のコンプライアンス状況とも照らし合わせてご確認ください。

各国税務ニュース(2022 年 10 月 30 日時点)



September 2022 fiscal event and abandonments in October

9月に補正予算案が発表され、10月に当該予算案の大部分の撤回が行われています。主な内容は以下の通りですが、当初の予算案では、トラス首相が公約としていた経済成長の促進を目指した多くの減税措置の導入が予定されていたところ、予算案公表直後の経済の混乱を受けて、一部の方針の撤回を行っています。詳細はリンク先をご参照ください。

- ・2023年4月1日以降の法人税率を、予算案公表前の予定通り25%へ引き上げ
- ・ 法人税課税所得計算上の優遇措置である、一定の固定資産に係る取得価額の全額損金算入制度(AIA)の適用限度額について、現状の 1 百万ポンドを維持
- Stamp Duty Land Tax について、0%の適用範囲を拡大
- 個人所得税の Basic rate かかる減税方針を撤回し、現状の 20%を維持

• National Insurance Contribution を 1.25%引き下げ

移転価格に係る文書化要件の強化

英国は、2022年7月公表の2022/2023年財政法案の一部として、OECDの基準に沿った移転価格税制に関する改正法案を公表しており、2023年4月1日以降に開始する会計年度において、大規模多国籍企業グループへの移転価格に係る文書化要件が強化されることが予定されています。

英国においては、これまでマスターファイル、ローカルファイル等の OECD のガイドラインに沿った 移転価格文書の作成・保管は求められていませんでしたが、2023 年 4 月 1 日以後においては、マスターファイル、ローカルファイル、及び監査証跡サマリー(SAT)の作成・保管が求められます。詳細はリンク先をご参照ください。

Hotline plastic packaging tax update/プラスチック製包装税

2022年4月1日より、英国に輸入、もしくは英国国内で製造・最終化されたプラスチック製包装材(充填剤を含む)のうち、リサイクルプラスチックの含有量が30%未満のものに対してプラスチック製包装税が課されています。直接の輸入者や、製造者に該当しない場合でもサプライチェーンによっては、連帯納税義務が生じる場合があるので注意が必要となります。詳細はリンク先をご参照ください。

その他の国際税務関連の動向

その他の動向についてはリンク先をご参照ください。不確実な税務処理に関する報告についてのガイダンスの追加等が行われています。

ドイツ

ドイツ国内登録簿に登録された特許権などのライセンス料源泉税を巡る問題

課税対象取引の見直しに係る税制改正案の発表 -

ドイツ国内登録簿に登録された特許権などのライセンス料に係る課税については、納税者および ドイツ税務当局に多大な負担を強いている状況になっていますが、2022 年 7 月 28 日に、本課税 の対象となる取引の見直しを含む税制改正案がドイツ連邦財務省より発表されました。本稿では 税制改正案の内容とその改正が施行された場合の影響について解説いたします。

ドイツ配当源泉税の EU 法抵触問題

2022 年 3 月 2 日にデュッセルドルフ税務裁判所にて、ドイツ配当源泉税が EU 法に抵触しているか否かを争う裁判が行われました。最終的な結論はいまだ出ていませんが、ここでは本裁判の概要について言及します。

海外現地法人が抱える移転価格の悩み(ドイツ)第1号

駐在員派遣に関する通達が整備されて 20 年以上たった今日においても、駐在員費用の損金性がドイツの税務調査において議論になることがしばしばあります。駐在員取引について事例を交えて解説いたします。

海外現地法人が抱える移転価格の悩み(ドイツ)第2号

事業の再編・移管・集約などが機能移転税制における機能の移転に該当するか否か、該当するとしたら対価はいくらかといった検討がドイツでは必須となります。本税制の導入背景のほかに、事業再編等を検討する際に注意すべき点を中心に機能移転税制について解説いたします。

機能移転に関する新規則公表

2022 年 7 月 5 日にドイツ連邦財務省は、機能移転法令の改正案をウェブサイトに公開しました。本改正案は従前の機能移転法令に取って代わるものです。変更点を中心に解説いたします。

オランダ

EU Gateway newsletter 2022 年 4 月号

2022 年 3 月 15 日と 4 月 5 日に開催された ECOFIN の中で Pillar2 指令案の改訂草案(妥協案)について議論され、幅広い支持を得ましたが、最終的に全会一致による合意には至りませんでした。今後ポーランドが譲歩し、全会一致による合意に辿り着けるか動向を注視する必要があります。その他 EU 加盟国の最新動向含め、詳細はリンク先をご参照下さい。

EU Gateway newsletter 2022 年 5 月号

EU 理事会の議長国であるフランスは、EU 加盟国が Pillar2 指令案の合意に関して難しい局面にあることを踏まえて、任期満了の 2022 年 6 月までに、ATAD3 について EU 加盟国の合意を達成しようとすることが予想されます。その他 EU 加盟国の最新動向含め、詳細はリンク先をご参照下さい。

EU Gateway newsletter 2022 年 6 月号

2022 年 5 月 11 日に欧州委員会は、DEBRA と超過借入費用の損金算入制限に関する EU 指令案を公表しました。本提案は特にコロナパンデミックで企業の負債比率が大幅に増加したことを踏まえて自己資本による資金調達を促進することを目的としています。その他 EU 加盟国の最新動向含め、詳細はリンク先をご参照下さい。

EU Gateway newsletter 2022 年 7 月号

2022 年 6 月 17 日に開催された ECOFIN 会合において、Pillar2 指令案の導入のための新たな妥協案について政治的合意に至りませんでした。2022 年 6 月末のフランスの議長国の任期満了までに結論が出なければ、2022 年 7 月から新たに議長国に就任するチェコの下で本議論が継続することになります。その他 EU 加盟国の最新動向含め、詳細はリンク先をご参照下さい。

EU Gateway newsletter 2022 年 8 月号

新議長国のチェコは、2022 年 10 月の ECOFIN 会合で Pillar2 指令案に関する全会一致の合意を目指すとしています。また、オランダ財務省は 2022 年 7 月 1 日に OECD 移転価格ガイドライン第 X 章の企業間の金融取引に関するガイダンスを反映した新たな移転価格政令を公表し、2014 年の質疑応答政令における DVL のスプレッドに関するガイダンスを撤回しました。その他EU 加盟国の最新動向含め、詳細はリンク先をご参照下さい。

EU Gateway newsletter 2022 年 9 月号

EU 理事会と欧州議会は 2022 年 6 月 30 日に特定のケースで EU 域内市場を歪めている外国 からの補助金に対処するための規則案について政治合意に達したことを公表しました。この規則 案は、外国政府が EU 域内で活動する企業に対して供与した補助金を調査する権限を欧州委員 会に与えるものです。その他 EU 加盟国の最新動向含め、詳細はリンク先をご参照下さい。

オランダ 2023 年税制改正案の公表

オランダ政府は 2022 年 9 月 20 日に 2023 年税制改正案を発表しました。今年は大幅なインフレ 等を背景に低所得者・中間層の個人所得税の税負担を軽減することに重点を置いています。その 一方で富裕層や個人事業者の税負担を大幅に増加させるという内容になっています。詳細は PwC オランダの「2023 Tax Plan」の解説サイトをご参照下さい。

フランス

B2B の支払条件と請求書発行における法的・VAT コンプライアンスとは?



前回のニュースレターでは、E-invoicing、E-reporting という 2024 年 7 月 1 日移行導入される電子プラットフォームを通じて請求書・取引内容を当局に電子的に報告するシステムについて言及しました。新しい制度導入を前に、請求書の支払期限および保存・管理義務について税務当局はコントロールを強化してきています。罰則もより厳しくなったために留意すべき点が多くなってきています。詳細は、リンク先をご覧下さい。

セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

ドイツ

ドイツ着任者向けオンデマンドセミナー(移転価格)



配信方法:オンデマンド配信。お申し込み完了後、順次メールにてご案内します。

視聴時間:約50分

言語:日本語

プログラム

- ドイツ移転価格税制
- ドイツローカルファイル作成にあたって
- 在独日系企業における留意点
- PwCドイツについて

お申込み:こちらのリンクからご登録ください。

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

清宮 陽二(税理士法人 パートナー 英国担当)村上 高士(税理士法人 パートナー オランダ担当)溝口 豪(税理士法人 パートナー ドイツ担当)問い合わせ先: yoji.k.kiyomiya@pwc.com

PwC 英国

<u>宮嶋 大輔</u>(JBN & Markets Co-Leader EMEA) David Yates(JBN UK Tax Leader)

並木 祐弥(法人税、移転価格)、小濵 淳子(コーディネーター)

問い合わせ先:yuya.x.namiki@pwc.com

PwC ドイツ Uwe Hohage (JBN & Markets Co-Leader EMEA)

河野 由紀子(ドイツ税理士)、石神 則昭(移転価格)、厚地 崇兵(法人税)

問い合わせ先: shuhei.a.atsuchi@pwc.com

PwC オランダ Pieter Janson (JBN Netherlands Tax Leader)

渡辺 雅也(法人税)

Thomas Heaton(移転価格)

問い合わせ先: masaya.watanabe@pwc.com

PwC フランス Franck David (JBN France Tax Leader)

猪又和奈(税務、法務)

問い合わせ先: kazuna.inomata@avocats.pwc.com

 PwC ベルギー
 横山 嘉伸(税務)

問い合わせ先: yoshinobu.yokoyama@pwc.com

PwC ルクセンブルグ 又木 直人(JBN Luxenburg Country Leader)

問い合わせ先: naoto.m.mataki@pwc.com

PwC イタリア Simone Marchio (JBN Italy Tax Leader)

Eva Sorgato(稅務)

問い合わせ先: simone.marchio@pwc.com

PwC スイス Erik Steiger (JBN Switzerland Tax Leader)

藤野 仁美(税務)

問い合わせ先: hitomi.f.fujino@pwc.ch

PwC チェコ 山崎 俊幸(税務)

お問合せ先:toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com

PwC は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。 本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.